

第24章 国際共同体に反する罪

第1節 国際法に反する犯罪

第605条 ① スペイン内に居る、ある外国の元首、または、条約で国際的に保護された他の人を殺した者は、再審可能終身禁固刑に処せられる。

② 第149条に規定される傷害を前項で言及される人に引き起こした者は、15年から20年の禁固刑に処せられる。

第150条に規定されている傷害のなんらかの場合は、8年から15年の禁固刑に処せられ、また、その他のいかなる傷害の場合は、4年から8年の禁固刑に処せられる。

③ 前数項に述べられる人に対して、または、当該人の公邸、私邸または輸送手段に対して犯されたいかなる他の犯罪は、本法でそれぞれの犯罪に規定された刑に、その下限を上下限の差分の半分上回らせて、処せされる。

第606条 ① 他国の元首、または、条約で国際的に保護された他の人の人的特権(inmunidad personal)を侵害した者は、6月から3年の禁固刑に処せられる。

② 本条および前条に含まれる犯罪が、侵害された人の国の法律に相互刑罰(penalidad recíproca)を有していないときは、犯人には、被侵害者が前項に述べられる公的性格を有していなかった場合、本法の規定に従って、その犯罪に固有の刑が科される。

第2節 ジェノサイドの罪

第607条 ① ある国民集団、民族集団、人種集団、宗教集団またはその構成員の障害により決定される集団を、全部または一部、破壊する意図をもって、次の行為のなんらかを犯した者は、次のように処罰される：

1. それらのメンバーのある者を殺した場合、再審可能終身禁固刑。
2. それらのメンバーのある者を性的に侵害した、または、第149条に規定する傷害のなんらかを生じさせた場合、再審可能終身禁固刑。
3. ある集団またはその構成員のいかなる者を、その生命を危険に置く、または、その健康を著しく攪乱する生存状況に服さしめた場合、または、第150条に規定する傷害のなんらかを生じさせたとき、8年から15年の禁固刑。
4. 集団またはそのメンバーの強制移転を行った、その生活様式または生殖様式を阻害する傾向のあるいかなる方式を適用した、または、ある集団から別の集団に構成員を強制的に移動させた場合、(前号と)同じ刑。
5. 本項の第2号および3号に規定されるものと異なる他のいかなる傷害を生じさせた場合、4年から8年の禁固刑。

② いずれにしても、犯罪の深刻さおよび犯行者に伴う事情に比例的に留意して、判決でその場合に依りて科された自由剥奪刑の期間より3年から5年長い期間の教育職業または職務について、教育、スポーツおよび余暇の分野で、個別的公権剥奪刑がさらに科される。

第2節の2 人道に反する罪

第607条の2 ① 民間住民にまたはその一部に対して、広範なまたはシステムの攻撃の一部として次項に規定される行為を行なう者は、人道に反する犯罪者である。

いずれにしても、次の理由による行為の実行は人道に反する犯罪とみなされる：

1. 被害者が、政治的、人種的、国民的、民族的、文化的、宗教的、ジェンダー、障害の原因により、または、国際法に従うと普遍的に許容できない他の原因により迫害されるグループまたは団体に所属するという理由。
2. ある人種集団の他の人種集団の上へのシステムの抑圧・支配の制度化された体制の背景において、および、その体制維持の意図をもって。

② 人道に反する犯罪者は次のように処罰される：

1. なんらかの人の死亡を引き起こした場合、再審可能終身禁固刑。
2. 強姦を犯した場合、12年から15年の禁固刑。行為が他の性的侵害を構成した場合は、4年から6年の禁固刑に処せられる。
3. 第149条に規定する傷害のなんらかを生じさせた場合、12年から15年の禁固刑。人を、その生命を危険に置く、または、その健康を著しく攪乱する生存状況に服さしめた場合、または、第150条に規定する傷害のなんらかを生じさせたとき、8年から12年の禁固刑。第147条の傷害罪のなんらか犯した場合、4年から8年の禁固刑が適用される。
4. 国際法により認められた原因なく、一人以上の人を他国または他の場所に、退去または他の強迫手段を用いて、実力で、国外追放または移送した場合、8年から12年の禁固刑。
5. 住民の民族構成を修正する意図で、ある婦人の懐胎を強制した場合、6年から8年の禁固刑。ただし、場合に依りて、他の犯罪に対応する刑を害しない。
6. 人の強制された失踪の場合、12年から15年の禁固刑。国の職員の仕事である、または、国の許可、支援または同意を得て行為する者またはグループによりなされる逮捕、拘禁または他のいかなる形式での自由剥奪は、当該自由剥奪を認めることが否定され、または、失踪した人の運命または居場所が法の保護を奪われて隠蔽される場合、人の強制された失踪とみなされる。
7. 拘禁にかんする国際規則に違反して、他人を、その自由を奪って拘禁した場合、8年から12年の禁固刑。

拘禁が15日未満のときは、1段階低い刑が科される。

8. 庇護または管理の下に置いていた人に深刻な拷問を加えた場合、4年から8年の禁固刑。深刻でなかった場合、2年から6年の禁固刑。

本条のために、人を肉体的または精神的苦痛に服さしめることは、拷問とみなされる。

本号に規定される刑は、被害者の他の権利に対する侵害に、場合に応じて、対応する刑を害しないで、科される。

9. 第 187 条第 1 項に規定される売春に関する行為のなんらかを犯した場合、4 年から 8 年の禁固刑。第 188 条第 1 項に規定される場合では、6 年から 8 年の禁固刑。

人のある場所から他の場所へ、その性的搾取の意図で、暴力、威嚇または詐術を用いて、または、優越性または被害者の窮乏または脆弱性を濫用して、移送する者には、6 年から 8 年の禁固刑が科される。

前段および第 188 条第 1 項に規定される行為が、未成年者または特別な保護が必要な障害者になされるときは、1 段階高い刑が科される。

10. ある人を奴隷状態に服さしめた、または、その状態に維持した場合、4 年から 8 年の禁固刑。この刑は、人の権利に対して犯された具体的侵害に、場合に応じて、対応する刑を害しないで、科される。

(人を) 買う、売る、貸すまたは交換するという、所有権の属性の全部またはなんらかを、事実上を含んで、他人が人の上に行使するその人の状況は奴隷状態とみなされる。

③ 前項に規定される全ての場合、犯罪の深刻さおよび犯行者に伴う事情に比例的に留意して、判決でその場合に応じて科された自由剥奪刑の期間より 3 年から 5 年長い期間の教育職業または職務について、教育、スポーツおよび余暇の分野で、個別的公権剥奪刑がさらに科される。

第 3 節 武力紛争の際に保護される人および財産に対する罪

第 608 条 この節のために、次の者は保護される人とみなされる：

1. 1949 年 8 月 12 日ジュネーブ条約 I および II、または、1977 年 6 月 8 日追加議定書 I によって保護される負傷者、病人または難破者および衛生職員または宗教人。
2. 1949 年 8 月 12 日ジュネーブ条約 III、または、1977 年 6 月 8 日追加議定書 I によって保護される戦争捕虜。
3. 1949 年 8 月 12 日ジュネーブ条約 IV、または、1977 年 6 月 8 日の追加議定書 I により保護される民間住民および民間人。
4. 1949 年 8 月 12 日ジュネーブ (諸) 条約、または、1977 年 6 月 8 日の追加議定書 I により保護される戦闘外の人々、保護勢力 (Potencia Protectora) の職員およびその代理職員。
5. 1899 年 7 月 29 日ハーグ条約 II によって保護される休戦交渉使節およびそれに付随する人。
6. 1994 年 12 月 9 日国連職員および関連職員の安全に関する協約により保護される国連職員および関連職員。
7. 1977 年 6 月 8 日追加議定書 II またはスペインが締約国であるその他のいかなる国際条約の下でその地位を有するその他のいかなる者。

第 609 条 武力紛争時に、保護されているいかなる人を、実際に虐待する者、その生命、健康または身体を危険にさらす者、人体実験を含んでその人を拷問または非人間的扱いの対象にする者、その人に著しい苦痛を引き起こす者、または、その人をその健康状態が示していない、また、行為の責任者が同様な医療状況で自由剥奪されていない自国民に適用する一般的に認められる医療規則に従っていない医療行為に服さしめる者は、4年から8年の禁固刑に処せられる。ただし、生じた傷害に対応する刑を害しない。

第 610 条 武力紛争の際に、禁止された、または、不必要な苦痛または余分な害悪を引き起こすために当てられる戦闘方法または手段を、同じく、住民の健康または生存を危険にさらして、自然環境に広範、長期および深刻な損害を引き起こすことが考えられる、または、そのことが基本的に予見できる戦闘方法または手段を採用する者、または、採用するよう命令する者、または、情け容赦しないと命令する者は、10年から15年の禁固刑に処せられる。ただし、生じた結果に対応する刑を害しない。

第 611 条 武力紛争の際に、次のことをする者は、生じた結果に対応する刑を害することなく、10年から15年の禁固に処せられる：

1. 無差別または過度の攻撃を実行する、または、実行を命じる、あるいは、民間住民を、攻撃、報復またはその主たる目的が住民を恐怖させる暴力行為または威嚇の対象とする。
2. 武力紛争において適用される国際法の規則に違反して、敵対側または中立側の非軍事艦船または航空機を、必要もなく、および、人の安全および積んである文書の保存に備えるために必要な時間を与えず、または、必要な措置を取らず、破壊または損傷する。
3. 戦争捕虜または民間人に、いかなる形式でも、敵対側の軍隊に奉仕することを強制する、または、それらの者から正規かつ公平な裁判を受ける権利を剥奪する。
4. 保護される人を、強制的に国外追放または移送する、人質に取る、または、不法に拘禁または監禁する、あるいは、敵対側の攻撃をカバーして、ある地点、ゾーンまたは軍を配置するために利用する。
5. 占領地に占領する側の住民を、そこに永続的に住むために、直接または間接に、移送および定着させる。
6. 保護される人に関して、人種分離の実践、および、人の尊厳に反する侮辱を含意する、好ましくない他の差別に基づく非人間的かつ卑しい実践を実行する、実行を命じる、または、維持する。
7. 戦争捕虜または民間人の解放または帰国を不当に阻止する、または、遅らせる。
8. 敵対側国民の権利および訴えは、廃止された、中断された、または、受け入れられないと、裁判官または裁判所の前で、陳述する。
9. 保護される人の性的自由を、強姦、性的隷属、教唆または強制された売春、強制懐胎、強制去勢の行為または他のいかなる形式の性的加害を犯して、侵害する。

第 612 条 武力紛争の際に、次のことをする者は、生じた結果に対応する刑を害することなく、3 年から 7 年の禁固刑に処せられる：

1. 適切な識別表示または信号で知らされている病院、施設、資材、衛生輸送ユニットおよび手段、捕虜収容所、衛生・安全地帯および地域、中立地帯、民間住民の収容場所、無防備地域および非軍事地帯への然るべき保護を、故意に、侵害する。
2. 衛生要員、宗教人、医療ミッションまたは救援団体の構成員の上に、または、国際法に従ってジュネーブ条約の識別表示または信号を使用する資格がある人員に対して、暴力を行使する。
3. 保護される人を著しく侮辱する、不可欠な食糧または必要な医療支援を奪うまたは供給しない、その人を卑屈または卑しい扱いの対象とする、正当な遅延なしにかつ理解できるようにその人にその状況を通知しない、個人の行為で集団罰を科す、スペインが加盟している国際条約で設定されている女性および家族の住居に関するまたは女性および子供の特別保護に関する規定を侵害する、および、特に、18 歳未満の未成年者を徴兵または兵籍に登録する、または、それらを戦闘行為に直接参加させる。
4. スペインが加盟している国際条約で設定・承認されている保護（表示）または識別表示、記章または信号を不当に使用する。特に、赤十字、赤半月 (Media Luna Roja) および赤水晶 (Cristal Rojo) の識別表示。
5. 中立国、国連、紛争当事国でない他国または敵対側の旗、制服、記章または識別エンブレムを、スペインが加盟している国際条約で明示的に規定される例外的場合を除いて、戦闘中に、または、軍事作戦を援護、援助、保護または妨害するために、不当に、または、背信的に使用する。
6. 休戦交渉使節または降伏の旗を、不当に、または、背信的に使用する、不可侵性を侵害する、または、休戦交渉使節、その随行員、保護勢力の要員またはその代理、または、国際調査委員会 (Comisión Internacioanl de Encuesta) のメンバーを不当に拘束する。
7. 死体、負傷者、病人、難破者、戦争捕虜または収容された民間人からその持ち物を奪う。
8. ジュネーブ条約およびその追加議定書に従って実施される救援の供給を恣意的に妨害する行為を含め、生存に不可欠な財物を奪って、戦争の方策として民間住民を意図的に飢餓で苦しませる。
9. 停戦、休戦、（条件付）降伏または敵対側と締結した協定を破る、
10. 国連要員のメンバー、関連要員または国連憲章に従って平和または人道的支援のミッションへの参加者に対して、それらの者が武力紛争の国際法に従って民間人または民間物資に与えられる保護を受ける権利を有している場合、意図的に攻撃を仕向ける、または、ある自然人または法人にある行為を実行する、または、実行を放棄することを強制するために、それらの者を攻撃すると強迫する。

第 613 条 ① 武力紛争の際に、次の行為のなんらかを実行する者、または、実行を命じる者は、4 年から 6 年の禁固刑に処せられる。

- a) 人々の文化的または精神的な遺産を構成する文化財または信仰の場所に対して、それらの財物または場所が軍事目標の直近に位置していない、または、敵対軍事勢力の支援に利用されていない、かつ、正当に表示されている場合に、攻撃する、または、それらを報復の対象とする、または、戦闘行為を行なう。
- b) a)号に係わる文化財または信仰の場所を軍事行動支援に、不当に利用する。
- c) a)号に係わる文化財または信仰の場所を、大規模に自己のものとする、盗む、略奪する、または、それらに野蛮行為を実行する。
- d) 敵対側の民間財物を、その破壊を引き起こして、攻撃する、または、報復または戦闘行為の対象とする（このような行為が、ケースの状況において、特定の軍事的利益を与えない、または、それら財物が敵対側の軍事行動に効果的に貢献していない場合）。
- e) 民間住民の生存に不可欠な財物を攻撃、破壊、窃取または無効化する。ただし、敵対側が軍事行動支援に直接それら財物を使用する、または、その軍のメンバーの存続手段として排他的に使用する場合を除く。
- f) 危険破壊力を格納する建造物または施設を攻撃または報復対象とする。かかる攻撃がその破壊力を解き放し、その結果、民間住民に重大な損害を引き起こす可能性があるとき。ただし、そのような建造物または施設が軍事行動の正規、重要、直接支援に使用されていて、そのような攻撃がその支援を終わらせる唯一の有効手段である場合を除く。
- g) 軍事的必要性なしに、自己に帰属していない物を破壊、損傷または自己のものとする、他人にそれらを引き渡すように強要する、または、他のいかなる略奪行為を行なう。
- h) 被占領地域で動産または不動産を、不当にまたは不必要に徴発する、または、海洋における武力紛争に適用される国際規則に違反して、敵対側または中立側の非軍事艦船または航空機および積荷を破壊する、または、それらを捕獲する。
- i) 第612条第10号に係わる要員のいかなるメンバーの施設、機材、（機械）ユニット、個人的住宅または自動車に対して攻撃する、または、戦闘行為を行なう、あるいは、ある自然人または法人にある行為を実行する、または、実行を放棄することを強制するためにそのような攻撃または戦闘行為でもって強迫する。

② 攻撃、報復、戦闘行為または不当利用が、特別な保護下にあるまたは特別な合意により保護が与えられている文化財または信仰場所、あるいは、強化された保護下にある文化的不動産または信仰場所、または、それらの直近周辺を対象とするときは、1段階高い刑を科すことができる。

本条前項に規定されるその他のケースでは、攻撃等が降りかかる財物、建造物または施設に広範かつ重大な破壊が引き起こされるとき、または、極端に深刻である場合、1段階高い刑を科すことができる。

第614条 他のいかなる違反行為、または、戦闘行為の実施、戦闘手段および方法の規制、負傷者、病人および難破者の保護、戦争捕虜の適切な扱い、民間人の保護および武力紛争の場合の文化財保護に関するスペインが加盟している国際条約の規定に反する行為を、武力紛争の際に実行する者、または、実行することを命じる者は、6月から2年の禁固刑に処せられる。

第 614 条の 2 本節に含まれる行為のいかなるものが、ある計画または政策の一部を占める、または、大規模に犯されるときは、それぞれの刑はその下限を上下限の差分の半分上回らせて科される。

第 4 節 共通規定

第 615 条 本章の前数節に規定される犯罪実行の扇動、共謀および教唆は、それぞれに対応する刑より 1 または 2 段階低い刑に処せられる。

第 615 条の 2 ① 自己の指揮または実効的管理に服する武力による本章第 2 節、2 節の 2 および 3 節に含まれる犯罪のなんらかの実行を回避するために自己の力の及ぶ範囲の手段を取らなかった当局（*当局の人的範囲については第 24 条参照）、部隊長または実効的にそのように行為する者は、犯行者と同じ刑に処せられる。

② 前項の行為が重過失で行なわれた場合は、刑は 1 または 2 段階低い刑となる。

③ 自己の指揮または実効的管理に服する者が犯した本章第 2 節、2 節の 2 および 3 節に含まれる犯罪が訴追されるために自己の力の及ぶ範囲の手段を取らなかった当局、部隊長または実効的にそのように行為する者は、犯行者の刑より 2 段階低い刑に処せられる。

④ 自己の部下による本章第 2 節、2 節の 2 および 3 節に含まれる犯罪のなんらかの実行を回避するために自己の力の及ぶ範囲の手段を、自己の権限内で、取らなかった前数項に含まれない上長は、犯行者と同じ刑に処せられる。

⑤ 自己の部下が犯した本章第 2 節、2 節の 2 および 3 節に含まれる犯罪が訴追されるために自己の力の及ぶ範囲の手段を取らなかった、上長は、犯行者の刑より 2 段階低い刑に処せられる。

⑥ 前数項に規定される行為に陥らないで、かつ、自己の職務義務に反して、本章第 2 節、2 節の 2 および 3 節に含まれる犯罪のなんらかを知って、訴追開始しなかった公務員または当局は、公雇用または公職について 2 年から 6 年の個別的公権剥奪刑に処せられる。

第 616 条 第 614 条および第 615 条の 2 第 2 項および 6 項に規定される犯罪を除き、本章の各数節および前章に含まれる犯罪のなんらかが当局または公務員により犯される場合は、それらに規定される刑に加えて、10 年から 20 年の絶対的公権剥奪刑が科される。私人であった場合は、裁判官および裁判所は、公雇用または公職について 1 年から 10 年の個別的公権剥奪刑を科す。

第 616 条の 2 本法第 20 条第 7 号の規定（*正当職務での刑の免除）は、本章第 2 節および 2 節の 2 に含まれる行為を犯す、または、それらに参加する命令を履行する者に、いかなる場合も、適用されない。

第 5 節 海賊犯罪

第 616 条の 3 暴力、威嚇または詐術を用いて、航空機、艦船またはその他の船舶または海上のプラットフォームを自己のものとする、損傷する、または、破壊する、あるいは、それらに乗っている人、積み込んである貨物または財物を襲撃する者は、海賊犯として、10 年から 15 年の禁固刑に処せられる。

いずれにしても、本条に規定される刑は、犯された犯罪に対応する刑を害しないで、科される。

第 616 条の 4 ① 前条に規定される行為の防止または追及の際に、戦闘艦または軍用航空機に、あるいは、明白な表示を持ち、スペイン国家に奉仕する艦船または航空機と識別でき、そのような目的を認められているその他の艦船または航空機に抵抗した、または、従わなかった者は、1 年から 3 年の禁固刑に処せられる。

② 前述の行為で、実力または暴力が用いられた場合は、10 年から 15 年の禁固刑が科される。

③ いずれにしても、本条に規定される刑は、犯された犯罪に対応する刑を害しないで、科される。